

会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和元年 12 月 20 日（金曜日）
開 催 場 所	新庄市役所第 1・2 会議室
出 席 委 員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	
出 席 課 長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠 席 課 長	
議 事 の 大 要	

午後 1 時 48 分より、教育長のあいさつで、12 月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期 12 月 20 日、1 日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が斉藤浩昭委員と奥山京子委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和元年 11 月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- (1) 令和元年 12 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- (2) 新庄市体育館の利用料金の過誤徴収について

（教育長）4 人の議員から質問がありました。山科正仁議員からの「少子化の影響と教育現場をスリム化する施策として、小中学校の統廃合が行われてきている事は、他の地方自治体でも例外ではない。統合による地域住民の学校への協力体制、例えば学校行事への地域住民による積極的参加等の希薄化を回避するため各校教職員と地域の連携をどのようにしていくのか、また、学校における教育環境の整備に係わる市の予算措置と保護者負担の在り方を伺う」という質問に対して「現在、総合的な学習の時間や生活科の学習を中心に、地域との関わりを重視した教育活動を展開している。特に、総合的な学習の時間では、各校ともふるさと学習に取り組んでおり、地域の歴史、伝統、文化、自然、産業等を学んでいる。その中で、子どもたちは、実際に地域に出向いて調べ学習を行ったり、地域の方から話を聞いたりしている。また、地域の方には、読み聞かせボランティアとして学校の読書活動への支援、ゲストティーチャーとして授業への協力、見守り隊として安全な

登下校のための活動等、様々な面で学校の教育活動に協力していただいている。また、地域学校協働活動を推進するため、今年度より推進員の委嘱を行い、地域人材のリスト化や各学校でのふるさと学習での活用を図っている。萩野学園ではすでに学校運営協議会が設立されており、明倫学園においても令和3年度の開校に合わせて運営協議会の準備を進め、次年度以降、市内全学校で運営協議会が設置できるよう検討していきたい。この流れは全体に広げていきたい。次に、学校における教育環境の整備に係わる市の予算措置と保護者負担の在り方についてだが、義務教育諸学校については市町村に対して設置義務が課されており、その経費については原則としてその設置者が負担することとされている。そのため、学校運営に必要な経常的な経費は本市で負担している。また、市校長会からは毎年、学校予算に係る要望書をいただいているが、各学校の状況を踏まえながら、年次計画の中で教材、設備、備品の更新、修繕等を実施している。なお、各校のPTAや教育後援会等から各学校に対して教育環境の充実の図るための多大なる支援を行っていただいていることは、十分認識している。いずれにしても、各学校の教育環境の整備に係る予算措置は市の責務なので、本市の将来を担う子どもたちの学校環境、教育環境の更なる充実に努めていきたい。」と答弁させていただきました。

山科春美議員からの「サークル等市民活動に対する市の応援について伺う」という質問に対して「新庄市では施設の利便性を高め、より活動しやすい場の提供と市民プラザまつりやわくわく新庄フェスティバルなど活動の成果を発表する場を設け、より多くの市民の方に活動を知っていただけるよう取り組んでいる。しかしながら、近年は、高齢化や会員の減少により活動を休止される場合も多くなっている。このため、各施設では様々な講座を企画しながら、受講生によるサークルの立上げ支援を行っており、ここ数年で新しいサークルも増えてきている。より多くの市民の方々に周知できるよう、様々な場面で支援を行ってまいりたい。」と答弁しました。

八鍬長一議員からの「県立高校の再編が進むと思われる。新庄最上を支えていく若者たちの人づくり、そして街づくりに大きく影響する。再編に向けた県の情報、新庄市としての考え方を伺いたい。」という質問に対して「1点目の高校の再編に向けた県の情報については、先日10月30日に最上地区の県立高校再編整備に係る地域説明会が市民文化会館で開催され、現状と課題、再編整備計画の概要、今後の進め方などの説明があった。2点目の新庄市としての考えについては、議員ご指摘のとおり、市としても高校再編はまちづくりに大きな影響を与えるものと考えている。生徒数の減少による高校再編については、全国的・全国的な課題であるのでやむを得ないところもあるが、再編に伴う教員などの学校関係者の減少など、人口減少に拍車がかかることが想定されるとともに、閉校となる高校については、施設又は跡地をどのように活用していくかという課題が出ている。動向や県から示される再編整備計画案を注視しながら、市の政策との整合性や効果的な事業展開を図るための検討を的確に行っていく必要があると考えているので、ご理解願いたい。」と答弁しました。

佐藤悦子議員からは「1点目、萩野学園に続いて明倫学園の建設を進めており、さらに市内小中学校の一貫校の計画や八向中学校区の学校統廃合の方向に向かっている。その計画の中心は小中一貫教育校づくり・学校統廃合計画である。子どもの数が減ったからという理由だが、学校規模の大小と教育内容の充実は必ずしも比例するものではない。複式や少人数学級でも教育研究・実践によって豊かな学力を保障してきているのではないかと。2点目、複式解消のために市独自で教員を配置しているか。3点目、小学校は地域づくりの核となっている。地域に小学校がなくなることによる地域の自治力の低下があるのではないかと。4点目、小中一貫校の教育効果はあったと言えるか。

中 1 ギャップ、中 1 の不登校は減ったと言えるか。高学年としての意識、中学生としての自覚を持たせられたのか。小学校文化と中学校文化のつぶしあいになって、それぞれの発達段階を保障した教育実践がしにくくなることによる窮屈さは問題ではないか。5 点目、教員の多忙・長時間労働が問題になっているが、超過勤務の比較はどうか。」という質問に対して「現在、明倫学園の令和 3 年 4 月の開校を目指して粛々と準備を進めている。また、本市の教育の柱として小中一貫教育の推進を掲げ、平成 30 年 3 月策定の新庄市立学校施設整備計画において、今後の学校施設の整備に当たっては、各中学校区において小中一貫教育校として整備していくことを基本に進めていくこととしている。なお、八向中学校区については、構成 3 校の小規模義務教育学校や新庄中学校区義務教育学校への合併、そして新庄中学校区及び日新中学校区義務教育学校への分割合併の 3 つの案を示しながらも、その方向付けへの協議が広く当該地域の住民を含めて相応の時間が必要と考えられることから、八向中学校区の 3 校については、主にその長寿命化を図っていく計画としている。次に複式学級については、小学校 1 学年を含まない 2 つの学年で 16 名までが上限となっており、今年度市内の小学校では、複数の学校で複式指導を行っているが、市独自での教員の配置は行っていない。続いて、地域づくりの核となっている小学校がなくなることによって、地域の自治力低下につながるのではないかという点については、これまでの小学校に関わる行事や活動がなくなり、これまでより大きな枠組みでの人とのかかわりなどが出てくるが、このことを契機として地域での話し合いが進められ、新たな枠組みの地域住民の仲間意識や結束力が高まることも期待される。次に小中一貫校の教育効果については、開校 5 年目となる萩野学園において、様々な成果が報告されている。主な内容としては、4-3-2 のブロック制による中一ギャップの解消、9 年間の縦のつながりを重視した異年齢交流による社会性の向上、中期ブロックからの教科担任制による専門性を生かした教育の充実などが挙げられている。義務教育学校の良さである 9 年間を見通した教育課程を編成することにより、これまでの小学校と中学校の教育文化を統合させながら、連続性と一貫性のある教育活動が行われている。最後に義務教育学校における教員の多忙・時間外勤務の他校との比較についてだが、10 月と 11 月の出退勤時刻については、他の小中学校と比較して、時間外勤務が多いという結果は見られなかった。また、学校からも他の小中学校と比較し、特に多忙感はないと聞いている。なお、時間外勤務が多かった教職員については、義務教育学校ならではの理由ではなく、校務分掌や入試事務などの理由が主なものだった。開校した年は新しい学校ということで多忙な時もあったかと思うし、現在も 4-3-2 のブロック制できめ細かな指導をしていくことにより、教職員同士の情報共有等の打合せなどに時間がかかる場合がある。今年度は、国や県の加配として学校統合加配など短時間勤務を含め 7 名配置している。今後も効率よく業務を進め、時間外勤務を減らしていくよう努めてまいりたい。」と答弁しました。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問があればお願いします。特に無ければ次に「新庄市体育館の利用料金の過誤徴収について」報告をお願いします。

(社会教育課長) マスコミ報道等でご存知かと思いますが、新庄市体育館におきまして利用料金の過誤徴収がありました。内容としましては、新庄市体育施設等管理使用規則にて規定する施設の使用料について、平成 28 年 3 月教育委員会規則第 6 号において改正されましたが、指定管理者の認識不足によりその改正内容を適用せずに改正前の使用料を徴収していました。具体的には、平成 28 年 4 月 1 日から市体育館の照明器具の LED 化によりの使用料を徴収しないことに規則を改正しました

が、説明不足や確認不足により、令和元年 12 月 3 日まで加算して徴収していました。今後の対応といたしましては、過誤徴収額について市体育協会が返金先や返金額等の確認し、年内には確認作業を終え、納付者へ返還していきます。過誤徴収件数は延べ 4,070 団体、過誤徴収金額は 6,300 千円ですが、概算金額ですので現在再度確認を行っております。また、過誤徴収金には法定金利を加算してお返しする予定です。指定管理者の適正な事務執行を監督する責務を自覚して、意思疎通を図りながら丁寧な説明等を行ってまいります。さらに、社会教育課所管全施設において、使用料の收受状況や灯油配管の状況などの点検を緊急に行ったところございます。続きまして、資料はございませんが、新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定議案否決について報告いたします。先月の 11 月定例教育委員会で承認いただきました新庄市山屋セミナーハウスの指定管理者の指定に関する議案を市議会 12 月定例会に提案いたしました。指定管理者を山屋有志会として議案を上程しましたが、一昨日の 18 日、定例会最終日の本会議において賛成少数により否決されました。市議会総務文教常任委員会の審査におきましては、選定理由の中で「地域コミュニティの推進の確保、地域特性を活かした事業計画とあるがどのようなことか」、「灯油流出事故の経費はいくらか」、「事故に対して終息宣言ができる状況なのか」、「選定委員会の中で厳しい意見はなかったのか」、「危機管理対応はどのように評価されたのか」など審査経過や団体の評価に関する質問があり、常任委員会では賛成少数で否決されたものです。今後の対応としましては、再度指定管理者を募集するか、市が直接運営管理をしていくか現在その対応について検討しているところでございます。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問があればお願いします。

(委員) 体育館の過誤徴収や山屋セミナーハウス等で指定管理に係る様々な事故が起こっていますが、引継ぎや点検等に関して気を付けなければならないと思います。また、施設老朽化によってこれからも同様の事故が起こるのではないかとと思いますが、その際の費用負担はどうなりますか。

(社会教育課長) 指定管理者による事故が起きている状況については、これまで施設使用料等について教育委員会から口頭や文書などでの周知で終了しており、適正な事務が行われているか等の確認が不足していました。今後は指定管理者から提出される事業報告書や決算書等の確認とともに、指定管理者への連絡・指導を適切に行うことで、指定管理事務の適正な執行を確認してまいりたいと考えております。また、施設老朽化の修繕等の経費は、設置者である市の責任において賄ってまいります。

(教育長) 他になければ次に移ります。

6. 議事

議案第 45 号 新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 46 号 新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 47 号 新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則について

議案第 48 号 新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 49 号 新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 50 号 新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について

議案第 51 号 新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について

議案第 52 号 新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準の一部改正について

議案第 53 号 新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正について

議案第 54 号 新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準の一部改正について

議案第 55 号 新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について

議案第 56 号 新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第 57 号 社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について

議案第 58 号 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育長) 議案第 45 号「新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 46 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 47 号「新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 48 号「新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 49 号「新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 50 号「新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について」ですが、社会教育課が所管する施設の設備、備品等に関する使用料の改正に係る議案で関連がありますので、一括して提案をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 45 号「新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から議案第 50 号「新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について」までの 6 議案について、一括して提案説明させていただきます。これらの施設においては付属設備や備品等の使用料について、施設と同様適切な受益者負担と施設使用者の利便性を重視して使用料を見直した上で、使用申請や許可に係る改正を行うとともに、規則における文言の整理を行うため提案するものです。いずれの施設においても端数調整などを行い、消費税増税分の転嫁として 2%を加算したものとなっております。また生涯学習施設については、冷暖房の使用期間を規則において規定しておりますが、現状においてその期間以外にも使用する状況となっておりますので、その条文を削除させていただきます。各施設の申請様式等においても、一部改正を行っているところでございます。議案第 45 号新庄市民文化会館についてでございますが、「第 5 条第 1 項、大ホール、小ホール、楽屋及び付属設備は使用日の 6 ヶ月前から 10 日前まで」となっておりましたが、改正後「大ホール、小ホール、楽屋及び付属設備は使用日の 1 年前から 10 日前まで」といたしました。また、現行「第 11 条において、冷房期間 7 月 1 日から 8 月 31 日まで、暖房期間 10 月 15 日から 4 月 15 日まで」としておりましたが、昨今の気候変動等も鑑み、この使用期間については削除させていただきました。続きまして議案第 46 号新庄市公民館設置及び管理に関する

条例施行規則の一部を改正する規則について、別表において公民館としてひとつにまとめておりましたが、萩野地区公民館、八向地区公民館と分けております。また、ブルーヒーター型の気化式強制対流型暖房機器は老朽化により使用不能のため、代替で設置した大型石油ファンヒーターを新たに加えたものです。続きまして議案第 47 号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、新旧対照表中に正副 2 部提出していただいております申請書を 1 部で対応できるよう簡素化を図りました。続きまして、議案第 48 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第 49 号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、様式の一部改正及び文言の整理でございます。議案第 50 号新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則については、別表第 3 市民球場付帯設備使用料の内の温水シャワーについて、1 室 1 時間につき 300 円、1 人 1 回につき 50 円でしたが、1 室 1 時間につき 600 円、1 人 1 回につき 100 円へ変更し、別表第 5 市民スキー場付帯施設の温水シャワー 1 人 1 回につき 50 円を 1 人 1 回につき 100 円へ変更いたしました。これにつきましては、県内の同様の施設のシャワー使用料を参考に設定いたしました。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。基本的には規則ですので付属品の使用料が決められるということです。基本的には消費税増税分を上げたということですね。

(委員) 条例改正については、以前体育館の使用料改正についても審議しました。料金改定の通知がうまくいかず過誤徴収があったわけですが、今回その徹底はどのようにされますか。

(社会教育課長) 今回の規則改正について、指定管理者の施設管理担当を集めて説明会を実施しました。具体的な金額についても、こちらから提示いたしました。その領収書の様式を確認し、4 月以降の収受状況を事前に現地で確認してまいります。

(委員) 体育館の温水シャワーが急に 2 倍になっているということで、他の施設と比べたということで妥当なのかもしれませんが、1 室と 1 人というのはどういった違いなのでしょう。

(社会教育課長) 市民球場はシャワーノズルが 4 個程度あり、それを 1 人 1 回使ってもらう場合と、野球等で団体利用する場合の違いを考慮し、1 時間 600 円という形で設定したものです。コインシャワーは 10 分 100 円といった施設があり、そのような施設を比較しても 1 回 100 円頂戴してもよいのではないかと考えていました。市民球場付帯設備使用料の内の温水シャワーについて、1 室 1 時間につき 300 円を 600 円に変更したことについては、時間内については 1 室について何人使用してもよく、ノズルも複数個所あるため、600 円頂戴しても差し支えないのではないかと考えております。

(委員) 新庄市民文化会館について、冷暖房の時期について、以前施設の説明を受けた際に冷暖房の切り替えはボイラーの関係で時間がかかると聞いたことがあります、対応は可能なのでしょうか。

(社会教育課長) 今日冷房を使用して、明日暖房を使用するといった切り替えはできないかもしれませ

んが、空調を使わない時期に合わせて切り替えを行いたいと思います。

(教育長) 今回体育館使用料過誤等もあったため、担当者会での十分な説明と書類の確認は再度行うことも含め、点検をしっかりと実施してほしいと思います。利用者にも変更を知らせ、施設への掲示も併せて実施してほしいと思います。その他ございませんか。特になければ承認お願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 45 号「新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 46 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 47 号「新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 48 号「新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 49 号「新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第 50 号「新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 51 号「新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について」、議案第 52 号「新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 53 号「新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 54 号「新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 55 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について」は社会教育課が所管する各施設の使用料の減免基準に関する議案で関連がありますので、一括して提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 51 号「新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について」から議案第 55 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について」までの 5 議案について、一括して提案説明させていただきます。いずれも施設使用料の減免基準の見直しに関する議案であり、社会教育課として生涯学習及び社会体育の振興を図っていく上で必要な改正とし、提案させていただくものでございます。議案第 51 号新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正についてでございますが、新旧対照表中 1(1) 現行において、特別支援学校、高等学校、専修学校は 30%の額を減免するとしておりましたが、他の生涯学習施設につきましては 50%の減免としておりましたので、同様に 50%の減免にしたいと考えております。議案第 52 号新庄市山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準の一部改正については、いわゆる新庄ふるさと歴史センターでございますけれども、民間立の保育所等の減免を明確にするとともに、障害者の減免について対象範囲を拡大し、医療受給者についても対象といたしました。老人福祉施設等の対象を拡大し、これまで施設の運用の中で減免してきた部分について、改めて明文化し対象を拡大したところでございます。続きまして議案第 53 号新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正については、6 の多目的ホールの減免について、体育施設に準じまして小中学生を無料、高校生及びこれに準ずる者を 50%減免としたものでございます。また町内の公民館を持たない地域自治会もあることから、地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用する時 30%の額を減免することとしています。続きまして議案第 54 号新庄市雪の里情報館使用料の

減免に関する基準の一部改正についてでございますが、生涯学習センターと同様に地域自治会等が公共の目的をもった行事等で使用する時 30%の額を減免することとしています。議案第 55 号新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正についてでございますが、一般の方についてもスポーツ振興や健康維持、健康寿命の延伸などへの寄与という点から、体育施設において使用料の軽減措置を図るため軽減基準を見直しました。減免の対象は個人利用ではなく団体利用とし、その団体としては社会教育団体とすることを明確に位置付けました。団体の減免は山屋セミナーハウスに限っていましたが、すべての体育施設を対象とすることにいたしました。また、社会教育団体の減免の割合を生涯学習施設と同様に、団体の性格に応じて 50%と 30%に分けたところがございます。以上、議案第 51 号「新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について」から議案第 55 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について」までの 5 議案について説明させていただきました。よろしくお願いたします

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。こちらについても利用者にわかりやすい周知をしていただくようお願いいたします。特にご意義がなければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 51 号「新庄市民文化会館使用料の免除に関する基準の一部改正について」、議案第 52 号「新庄山車会館及び新庄市歴史民俗資料館使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 53 号「新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 54 号「新庄市雪の里情報館使用料の減免に関する基準の一部改正について」、議案第 55 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部改正について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 56 号「新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 56 号「新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について」提案説明をさせていただきます。新庄市通学手段確保対策事業補助金にきましては、路線バスを使用して冬季間通学する子どもたちの利用料金の 1 月あたり 1,000 円を超える部分を補助するものでございます。今回の改正につきましては、これまでは交付申請書と実績報告書をそれぞれ出していたかなければなりませんでした。が、時期的には額が決定した段階でしか交付申請書が出せないということもあり、同じ時期に同じような書類を 2 度出していたため、保護者の手続きを簡素化するための変更でございます。この変更によって保護者の申請が 1 度で済み、一括して交付決定通知書と確定通知書を出すということで保護者の手続きを簡素化するものです。これに合わせて文言の整理等を行っているところでございます。なおこの要綱の改訂については今年度から適用させていただきたいので、告示の日から適用させていただきたいと思っております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご意義がなければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 56 号「新庄市通学手段確保対策事業補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり承認されました。手続きが簡素化され、今年度から適用されるということで、保護者からも喜ばれるかと思えます。

(教育長) 次に、議案第 57 号「社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 社会教育関係団体を認定するにあたり、現行では、市文化団体会議に加盟している団体としておりましたが、市芸術文化協会に名称が変わっておりましたので、市芸術文化協会に加盟している団体と変更いたしました。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特になければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 57 号「社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 58 号「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 11 施策 74 事業について、教育委員会において点検評価を行っています。一例として明倫学区義務教育学校建設事業についてご説明申し上げます。明倫学区義務教育学校建設事業につきましては、令和元年度から校舎棟の建設を開始しまして、令和 2 年度から体育館等の建設を始めますが、施策の貢献度、実施優先度が高となっておりますが、予算の方向性も上向きの矢印で示されています。

74 事業の内、6 事業について教育行政有識者委員会によって外部評価をしていただきました。有識者委員会については 11 月 21 日に開催され、鈴木正雄委員長をはじめ合わせて 6 名の方から審議をしていただきました。まずは新庄市ふるさと創生人材確保事業についてでございますが、現段階の課題がどうなっているのかという部分について意見がありました。保育士系は帰ってきている状況であります、新庄には帰ってきているが、保育士でなく幼稚園教諭であるために減免の対象となっていないという状況がございます。理工系については帰ってきていないという現状がございます。今後の方向性として、特定の職種の人材確保のためだけに限らず、若者に新庄へ帰ってきてもらうといった視点も必要であるため、対象範囲の拡大など制度改善を図りながら事業を進めるべきというご意見をいただきました。次に安全安心通学プラン推進事業については、防犯カメラの設置に係る質問が中心となっております。方向性といたしましては、通学時に関する大きな事故は発生しておらず、安全な通学路が確保できている。今後は明倫学園の開校を控え、保護者や地域

の要望も踏まえて更なる防犯・交通安全対策事業を進めていくというご意見をいただきました。小中学校給食管理運営事業については、給食費の額や値上げといった話題となっております。方向性としては食育や地産地消の観点も含め、適切な給食費の設定による安全・安心な給食の提供を継続していくべきというご意見をいただいております。山形県教職員働き方改革推進事業では、部活動指導員の話題が中心となりました。方向性としまして、教職員の負担軽減のみならず教職員の確保といった面からも必要な事業であるため、指導員の確保に努め、事業の拡充を図っていくべきとのご意見をいただきました。高校生ボランティア体験事業については、高校生ボランティア活動に対する支援などが中心の話題となりました。方向性としましては、指導者の人材育成の課題もあるが、高校生ボランティアの活動は中学生にも好影響を与えるものであるとともに、まちづくり、人づくりといった観点からも注目すべき点であるため、高校生を中心としたボランティア活動をさらに広げていくべきということでございました。ホストタウン推進事業について、様々な質問や意見をいただきました。方向性として、オリンピックが近づく中で協会との協議が難しい状況下ではあるが、オリンピック終了後も含めた具体的な事業の構築に努めていくという方向性をいただいております。以上、6事業が教育行政有識者委員会において審議していただいた内容でございますが、これらも含めまして、教育委員会における11施策74事業の点検評価について、ご確認をよろしく申し上げます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) ホストタウン推進事業について、村山市などでは様々な交流を図っている状況がありますが、新庄市の推進の状況はどうなっていますか。

(社会教育課長) ホストタウン推進事業については、台湾のバドミントン競技との交流を検討していますが、オリンピックとの交流は難しい状況にございます。引き続き台湾の協会の方と連絡を取っておりますが、地理的に近いこともあり、あえて来日して事前合宿をするということは難しいようです。台湾の児童・生徒との交流を進められるよう協議はすすめていますが、なかなか前進しない部分もあります。

(教育長) オリンピックまでは何を行う予定ですか。

(社会教育課長) 受け入れ態勢の準備のため、実行委員会を立ち上げて機運を盛り上げていきたいと思っております。また聖火リレーということで、2020年6月8日13時過ぎ頃に走りますので、その際に盛り上げていきたいと思っております。

(委員) 安全安心通学プラン推進事業について、保護者や団体でパトロールする機会が増えてきています。しかし、目の届かない部分で不審者等と遭遇することも懸念されるため、防犯カメラの設置を推進してほしいです。山形県教職員働き方改革推進事業について、勤務時間制限などの規制はあるものの、逆に持ち帰りの仕事などが増えてしまう懸念もあります。それぞれの学校の事務補助を行えるボランティアを充実させることはできないのでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長) 防犯カメラは環境課で予算要求を行う予定となっております。教育総務課では各学校から要望を収集するという事は行いましたが、各課連携しながら具体的な計画を立てていくことになると思います。

(学校教育課長) 山形県教職員働き方改革推進事業については、部活動指導員が大きな話題であり、その配置によって子どもと向き合う時間や授業づくりを行う時間が確保されています。業務量については、校長が責任を持って内容の精選を行わなければならないと思っています。10月、11月の調査では、中学校で時間外が月80時間を超える職員がいました。ほとんどが中体連に関する業務で、事務局を担当している職員がかなりの時間外勤務を行っているというのが実情で、学校の業務なのかという点を課題としてとらえているところでございます。

(教育長) その他ございませんか。特になければ、平成30年度教育委員会の事務は適正に行われていたとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) 平成30年度教育委員会の事務は適正に行われたものとして承認されました。

7. その他

(教育長) 次に日程第7、その他に移ります。「新庄市小・中学校長会からの要望事項に対する回答について」説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 新庄市小・中学校長会からの要望事項についての回答でございます。1月の校長会で回答させていただきますが、その方向性についてご確認いただきたいと思っております。なお各課それぞれ関連のある部分を順に説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1(1)①エアコンの設置については、新設学級への対応は次年度の学級編制見込みを把握した上で、普通教室の既設エアコンが稼働する6月までに完了するよう対処していきたいと考えています。また、特別教室等については、明倫学区3校で使用しているエアコンの活用も含め、今後検討していきたいと回答しております。②トイレの洋式化と避難所の多目的トイレの設置については喫緊の課題と捉えており、市内学校施設の全体の他設備等との優先度を勘案しながらではありますが、早期実施について検討していきたいと考えています。また、多目的トイレの設置については、市防災計画における避難所の位置付けを考慮しながら検討していきたいと考えています。③楽器について、学校教材備品については新学習指導要領を受けて、主要教科の授業時数増に対応できる教材備品の整備とともに、児童生徒の様々な活動を一層充実するための教育環境の整備を図りたいと考えていますが、高額な備品については整備が難しい状況であると認識しております。また、音楽部に限らず、部活動で必要な物品については、教材備品とのバランスへの配慮が必要かと考えます。なお、楽器修繕につきましては、個別に対応してまいりたいと考えております。④軽トラックの配置について、平成31年度現在、市内全11校で使用できる車両は合計で3台となっております。しかし、まだ業務効率上不便さを感じさせてしまっていると思われれます。車両の具体的な貸与状況、

使用状況を鑑みながら、中学校区毎の配備を検討していきたいと考えております。(2)防犯カメラの整備について通学路への防犯カメラの設置については、防犯対策担当課である環境課が通学路を含めた市全体の防犯対策の強化を目的とした防犯カメラの設置を計画しております。また、学校内への防犯カメラ設置についても、設置に向けて検討していきたいと考えています。(9)留守番電話の整備については、閉庁日等における電話の対応については、教育委員会内部で検討を重ねているところであり、留守番機能付電話設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。(10)除雪機については、学校敷地内での通路等の確保にあたり小型除雪機は大きな威力を発揮するものと思われまます。これまで必要な場合は学校からの申し出を受け、都市整備課が所有する小型除雪機を借り受け利用していただいております。今後は、中学校区毎の配備について検討していきたいと考えています。2 (3) スクールバスの利活用については、平成 27 年度以降、中学校におけるスクールバス活用の要件を緩和しているところです。現状は、児童生徒の登下校送迎運行に支障が出ないように、また運転手の過重労働による事故防止、車両メンテナンスや台数を勘案し、中学校ごとに最大活用時間数及び使用可能台数を割り当てています。引き続き、各中学校における最大活用時間の中で、スクールバスを利活用いただくよう、ご理解いただければと思います。(4) ICT 整備については、現在各校に配備している教育用・校務用 ICT 関連機器について令和 2 年 8 月にリース期間満了を迎えることから、現場の情報を収集し将来を見据えた ICT 機器整備を図るため、市内各校から選出された先生方を中心とした「新庄市立小・中義務教育学校 ICT 機器選定委員会」を昨年度より設置し検討を進めております。なお、12 月 5 日に閣議決定された国の経済対策によって、令和 5 年度までに児童生徒全員に端末を 1 台ずつ整備することになりましたので、実際には資料の内容と動きが変わって来るものと思います。(5) スクールロイヤーの配置については、各校からの情報を得ながら検討していきたいと考えています。(6) 校務改善システムについては、ICT 機器の活用による学校の働き方改革について、国の動きを踏まえて教育委員会内部でも検討を重ねているところです。また、市単独では財政面を含め難しい面もありますので県や国への要望等も行いながら取り組んでいきたいと考えています。(9) 閉庁日の運用について、働き方改革の趣旨を踏まえ、学校閉庁日は、原則として教育委員会で定めた日としているとともに、今後、学校閉庁日を増やすことも検討していることをご理解くださるようお願いいたします。なお、市が雇用している職員の勤務日管理についても配慮していく必要があるため、慎重な判断が必要になってくると考えます。また、教職員の勤務や日直等、学校によって事情がありどうしても独自で設定したい場合は、直接教育委員会に相談いただき、対応について検討していきたいと考えています。4 (1) 校長専用メールアドレスについては、人事案件や教職員評価については、機密事項であると捉えているので、セキュリティ面の安全確保を考慮の上、データ送信時には予めパスワード設定した上で送っていただきますよう、ご理解いただければと思います。(2) 防災計画及び避難所としての学校については、市では非常用の災害対策機材や食材、毛布などの備蓄品の整備を進めているところです。そのうち災害対策機材につきましては、一部の小中学校に発電機と投光器を配備しております。災害発生時には「大規模災害時学校施設避難所開設要領」に従い、順次対応を行うこととなりますが、平時の事前打ち合わせ等の重要性は認識していますので、学校配備の装備品の確認も含め、災害対応担当課の環境課を中心に今後の実施を考えてまいります。なお、避難所開設後の運営は市職員が担当することとなりますが、学校施設全体の管理についての対応をお願いいたします。(3) 働き方改革の推進については、各校からいただいたご意見を基に、「学校における働き方改革の取組みの方向性(基本方針)」を策定し、5 月の定例教育委員会にて承認をいただいたところです。今後はこの方針

を基本に働き方改革の取組みを推進してまいります。(5) 小中一貫校の校舎整備方針については、開校時から数年後の児童生徒数の予測の基、実施計画策定委員会にて協議を重ねた結果を基本設計や実施設計に反映させてきましたが、結果として不便さを感じさせてしまっていると思われます。今後の義務教育学校の整備に関しても、策定委員会等の会議の場において様々な意見を取り入れながら、財源確保と予算の効果的活用によって対応していきたいと考えています。

(学校教育課長) 1 (3) 学校のつばさ支援事業については、市の事務事業の評価においても、より良い教育環境づくりのために有効な事業であるという評価を得ており、今後も引き続き事業継続に向けて対応していきたいと考えています。事業費については、児童・生徒数や学級数が減少している中、同額で措置されており、実質的には増額となっていると考えていますので、今後も計画的かつ効果的な予算の活用と保護者等への更なる周知に努めてくださるようお願いいたします。(5) スクールサポートスタッフについては、県の事業として平成 30 年度から日新小学校 1 校へ配置されています。県の配置計画においては、より多くの教員が効果を実感できるよう規模の大きな学校から配置を進めていくこととしており、4 年間で 12 学級以上に 1 名配置としていることから、今後、計画により順次配置されるものと考えています。配置要件である学級数の基準緩和に関しては、折に触れ学校の状況について説明していきたいと考えています。(6) 特別支援教育のセンター機能の構築については、知能検査が実施できる体制整備に向けて、今年度、教育相談員 1 名が検査資格を取得しております。適応指導教室や教育相談等もありますので、現在、全ての要望に対応するのは難しい状況ですが、不登校の児童生徒や緊急性のある場合などを中心に実施しているところです。特別支援教育に関する体制の充実に向けて、知能検査の資格取得や人材育成についても検討を進めます。(7) 個別学習指導員の配置及び増員について毎年、各校から配置数を上回る数の要望があり、安定した学校経営のための不可欠な事業のひとつとなっていると捉えています。昨今、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた教育について関心を寄せる保護者も増えつつあり、今後ますますその需要も増える傾向になると考えています。次年度に向けた支援体制については、現在、増員に向けた要求について作業を進めているところですが、年度途中の配置のための予備的な予算の確保は難しい状況です。緊急でやむを得ない状況が発生した場合には、早めにご相談いただきたいと思っております。また待遇改善については、次年度からの会計年度任用制度の導入に伴い、現在検討が行われており、改善に向けた方向となっているようです。詳細については年明けに示される予定です。なお、指導員の雇用に際しては、ハローワークを通した求人へも応募が非常に少なく確保に苦慮しているところです。各校においても、心当たりの方がおられましたら、積極的に声掛けいただくなど、協力をよろしくお願いいたします。(8) 協働活動支援員の配置と運用については、来年度も同様の人数を維持できるよう、予算要求を実施いたしますが、運用に関しては、より効果的になるよう検討してまいります。2 (1) 学校集金の公会計化について、公会計化を実施するには、会計処理や徴収管理、給食物資の調達方法等様々な課題の整理と、条例で定めるべき事項等についての検討が必要になります。文部科学省では、令和元年 7 月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成しましたので、こちらを参考にしなら、実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。(2) 巡回相談について、専門員からも業務多忙による日程確保の困難さが生じていることから、回数の削減を要請されているところです。教育委員会としましては、今後も本市における特別支援教育の課題や各校の実情を伝え、今まで同様の巡回相談を実施できるように努めてまいります。専門員の業務状況によっては回数が削減となる可能性も考えられます。巡回相談の時期

につきましても、専門員のスケジュールが関わってくることにはなりますが、できる限り早い時期に実施できるように努めてまいります。(7)職員の配置については、児童生徒数の減少に伴い、定数が減になる状況は把握しております。これまで通り、加配教員配置の要望を続けてまいります。なお、乗り入れ授業については、効果が大きく期待されていることを踏まえ、重点となる教科を必要教員数に反映させ、さらに教務主任等担任外の配置見直しをするなど、教科指導が充実するよう検討していただくようお願いします。(8)外国語専科教員については、現在小学校3校に配置しております。また小中学校の連携による英語教育推進事業で一部授業支援を行っております。英語の免許を持っている教員が少ないため、校内での配置が難しいことを踏まえ、今後も、専科教員の加配について県に要望をしていきます。(10)児童虐待等の連携については、何よりも、子どもの安全が優先されるべきことであるので、「虐待対応の手引」を参考の上、速やかな対応をお願いします。4(4)東北大会及び全国大会の派遣費については、現在、市内小中学校の児童生徒において各種東北または全国大会に出場する団体または個人に対し、出場奨励費と出場経費半額を支給することによって学校教育におけるスポーツ及び芸術文化活動の振興を図っています。最上郡内の他町村では支給対象を中学生の部活動のみに限定しておりますが、新庄市では市内小中学生の活動を支給対象としており、学校数等も勘案した支給基準となっております。また、中体連の大会のみではなくジュニアオリンピック等の文部科学省や教育委員会が主催または後援している大会も支給対象としており、支給対象大会や支給基準、予算等を勘案しながら市内児童生徒の活躍に対する支援を引続き行っていきます。(6)給食異物混入への対応については、給食への異物混入や混入が疑われた場合は、教育委員会へ速やかに一報いただくよう、昨年度作成した「異物混入があった時の対応について」においてお願いしており、毎回各校からは迅速にご報告いただいております。異物混入は様々な事案が発生しており、報告いただいた際には、給食の代替えや児童生徒への対応状況を確認させていただき、その都度個別に協議しております。今後は主食の代替えとして非常食の備蓄等を検討してまいりたいと思います。主食等の納入業者である学校給食会や調理・配送委託業者である(株)ベストとは普段より情報の共有を図るようしており、今後も学校給食の安全な運営のため、協力し合っていきたいと存じます。(9)部活動については、国や県の動向を見ながら、また、各中学校の情報をいただきながら、子どもたちがやりたい運動を継続できるような仕組みを検討していきます。

(社会教育課長) 1(4) 学生ボランティア等の継続的な予算化については、社会教育課が事務局を務める新庄市青少年育成市民会議において地域の青少年健全育成活動を推進するために、事業経費の1/2以内で5万円を上限として経費を助成する事業を行っております。この事業では、ボランティアの交通費も助成対象となっておりますので、ぜひ事業の活用をご検討下さい。そして、来年度も北辰小学校元気創出プロジェクト実行委員会が主催して地域の方と山形大学ボランティアサークルのチーム道草が一緒になり、地域の子どものための学習支援や地域学習に取り組む放課後子ども教室の予算要求を行ってまいります。3(1)家庭教育支援については、今年度の「やまがた子育て講座」において、メディア関連講座として、11月27日萩野学園において「スマホやメディアの使い方をコントロールできない子への親の言葉がけ」と題して講演を実施しました。メディアの教育について研修や講座を開催する予定がありましたら、講師選定などご相談いただければと思います。また、生活リズムの確立については、今年度実施した就学時健診の際に、県教育委員会作成の「子どもの生活習慣に関する指針」に関連する保護者向け学習資料(パンフレット)を配布し、

今後も多くの保護者への周知に努めてまいります。3(2)①中学生にかかわる施設利用については、管理下外となる保護会練習・クラブ練習の活動時間について「新庄市における部活動の在り方に関する基本方針」に基づき、指導者等が関わる市体育協会理事会や市体育施設の利用者調整会議の場において、体育協会及び社会教育課より説明しております。施設使用料の改訂の中で中学生利用料が無料になるということもあり、所管施設の利用時間についても検討したうえで許可をしていきたいと考えたところがございます。②小学生のスポ少団体への啓発については、スポーツ少年団の活動時間についても、上記同様、部活動の在り方に関する基本方針内、管理下外の活動時間（平日2時間）の考え方に沿いながら、最上地区小・中学校長会にて示されている「部活動及びスポーツ活動の在り方に関する最上地区の共通実践事項」に基づき、指導者等が関わるスポーツ少年団本部委員会議や、市体育協会理事会、市体育施設の利用者調整会議の場において、体育協会及び社会教育課より説明しております。③検討委員会については、検討委員会で出された「部活動と地域スポーツクラブ等との連携」について同スポーツクラブが地域のスポーツ振興の一役を担っている状況もあり、管理下外の活動の受け皿としての役割も期待されるではありますが、指導者の確保等、課題もまだまだ多いことから、まずは教育現場との情報の共有に努めながら、地域のニーズや現状に対応したスポーツ環境の整備について検討を進めてまいります。④市の施設使用料金について、この度の国による消費税改正に伴い、市では、体育施設も含めた公共施設の使用料金について、施設の老朽化や労務単価の上昇等を背景に、適正な受益者負担の観点により見直しを進めており、特に市体育施設の使用料金については、現在、子育て支援や青少年の健全育成、スポーツ振興の観点より、児童生徒の負担減を検討しております。(3) ボランティアの奨励については、社会教育課が事務局を務める新庄市青少年育成市民会議の中学生ボランティアリーダーセミナー助成金をご活用いただいております。本セミナーでは、学校や学年の異なる生徒が交流しながらボランティア体験をすることによって、ボランティアの意義や楽しさについて理解を深め、社会貢献活動への意欲向上を図ることを目的に開催されております。次年度も継続していく予定ですので、ぜひご活用いただければと思います。(4) ①社会教育事業については、昨今の社会情勢を鑑み、教員の業務多忙による働き方改革を市教委・学校一体となって推進しているところです。しかし、子どもや親、ひいては地域のニーズも多様化しており、良質な教育環境、特に社会教育の分野において「多様な学び」は重要な観点と理解しております。上記2点を両立することは、とても難しいですが、児童生徒への多様な学び、ひいては、新庄市に住む児童生徒の「生き抜く力」を育てるため、この難解な社会問題を市教委・学校・地域が共に手を取り、解決していきたいと考えております。②家庭教育、幼児期・未就学児童等に係る施策や研修、事業などを、具体的に一覧にするなどして示していただくようお願いいたしますという要望については、現在、教育関係の施策や事業に関して皆様にお渡ししている「教育の重点」に記載させていただいております。そちらをご覧ください。また、子育て推進課において、子育て世帯を対象とした施策・事業については「新庄市子ども・子育て支援事業計画」が5ヵ年のスパンで公表されております。未就学児の保護者向けには「子育てハンドブック」を作成しております。併せて、ご活用ください。4(4) 各種大会出場奨励費交付金の申請手続きの改善については、当市において「小中学校各種大会出場奨励費」と「運動競技大会出場奨励事業」で、同じスポーツ分野に対する奨励費を支給しております。大会の目的や対象者によって交付要件や支給額が事業により異なること、文化活動への奨励の検討など、それぞれの事業内容について精査しながら、事務職員の業務負担軽減に努めてまいります。(7) 社会に適応した研修会については、LGBTQIA等、性自認に係る

指導・指針等について全ての教育の場（学校教育、社会教育、幼児期等）において研修等を深めることが必要という要望について、市立図書館の関係事業として、高校生主体による「しんじょう・レインボープロジェクト実行委員会」による講演会が12月15日に予定されておりますので、ぜひご周知いただきたいと思います。また、学校教育における研修については、現在実施している「子どもの健康づくり連携事業」における専門医の派遣や、つばさ支援事業などを有効に活用いただき、研修を深めていただきたいと思います。また、学校貸出用教材として「LGBTsの子どもの命を守る学校の取組全2巻DVD」を年度内に購入することを予定しておりましたので、積極的にご活用いただきたいと思います。

（教育長）只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

（委員）スクール・サポート・スタッフやつばさ支援事業は、こういった活動でしょうか。

（学校教育課長）スクール・サポート・スタッフは、授業の支援よりも印刷やプリント作成といった事務的な部分を行っていただく方です。つばさ支援事業は、各学校に予算を配分し、地域に根差した教育を目指して比較的自由に使える予算で、学校の特色に応じた予算執行が可能です。

（委員）要望が非常に多く、その中でもスクールロイヤーの配置や家庭教育の支援については、本来家庭の中ですべきことも学校が対応しなければならず、その負担が非常に多くなっていると思います。保護者も考え方が多様化しており、教育委員会の関わり方の難しさを感じました。

（委員）校務改善や教育機器について、中学生にセキュリティ侵害等のニュースもあり、セキュリティ面での対策を講じていることはありますか。

（教育次長兼教育総務課長）セキュリティポリシーを作成しているところでございます。市職員は徹底されていますが、学校現場では校外における業務によってセキュリティ問題が発生する可能性もあり、セキュリティポリシーの徹底を図ってまいります。

（教育長）学校での現状はどうか。

（学校教育課長）基本的には市の指針を守っています。今回は生徒がタブレットを用いてアクセスしたという事件であり、本市の学校では生徒が教員のファイルに入らないように配慮しています。

（教育長）学校でも成績情報等の持ち出し禁止といったルールが作られていますが、フリーソフトの導入規制などかなり厳しいと思われます。

（委員）図書館における赤ちゃんタイムの導入など、かなり充実している部分もあるかと思います。子どもとの時間が取れない方もいて二極化しています。図書館の駐車場が狭いという問題があると思いますが、土日など郵便局の駐車場を使用することはできないのでしょうか。ウォーキング等でポイントをためるといったことがありますが、そういったポイントを子どもたちの予算に充てること

はできないのでしょうか。

(社会教育課長) 図書館の駐車場は融雪の仕組みづくり等を行っていますが、絶対数が足りないという現状があるかと思います。郵便局駐車場の使用は、以前許可があった時期もあったが、住民からの視点もあり現在は難しい状況になっています。根本的な解決には時間が必要だと思っております。

(教育長) その他ないですか。なお、ポイントの件については、担当の健康課の方にいただいたご意見を申し伝えておきます。

8. 閉会

午後 3 時 53 分、12 月の定例教育委員会を閉会する。

1 月定例教育委員会を、1 月 22 日（水曜日）午後 2 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____